

平成28年9月

平成29年度税制改正要望

石油化学工業協会
会長 淡輪 敏

序 文

I. 重点要望項目

1. 法人実効税率の引き下げ
 - (1) 25%台への法人実効税率の引き下げ
 - (2) 外形標準課税を含めたこれ以上の課税ベース拡大に反対
 - (3) 税務上の欠損金の繰越控除期間の撤廃

2. 石油化学製品製造用原料にかかる揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

3. 研究開発促進税制の拡充
 - (1) 総額型の再拡充
 - (2) 高水準型、増加型の廃止を含めた制度見直し
 - (3) オープンイノベーション型の運用基準見直し

4. 償却資産に掛かる固定資産税制の見直し
 - (1) 100%償却の容認（備忘価額1円までの償却）
 - (2) 新規取得資産に対する減免措置の大企業への適用拡大
 - (3) 少額減価償却資産の取得基準価額見直し

5. BEPSプロジェクトに関する国内法対応の整備
 - (1) 導入時の企業における負担に配慮した措置とすること
 - (2) 諸外国における恣意的な課税強化を抑止するモニタリングの実施

Ⅱ. その他要望項目

1. 事業再構築に係る税制優遇措置の整備

- (1) 連結納税制度の見直し
- (2) 組織再編税制の適用要件（共同事業要件）の緩和
- (3) LLPに対する事業促進再編税制の適用
- (4) LLCに対するパススルー課税の導入

2. 消費税制の見直し

- (1) 仕入税額控除制度95%ルールの新適用、または率を見直しての再設定
- (2) 消費税軽減税率制度導入に伴う、区分経理システム構築にかかる負担緩和措置の大企業への適用拡大

3. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

4. 国際課税制度の改善

- (1) 移転価格税制の改善
- (2) 外国税額控除制度の拡充
- (3) 二国間租税条約の締結及び改定の推進
- (4) タックスヘイブン対策税制の見直し

5. 法人税制の改善

- (1) 受取配当等益金不算入割合の拡充
- (2) 国際会計基準（IFRS）への対応
- (3) 固定資産減損処理における損金算入の容認
- (4) 所得拡大促進税制の大企業への適用要件の緩和

(5) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

(6) 電子申告の推進による納税事務負担の低減

6. 法人地方税制の改善

(1) 法人事業税の外形標準課税制度の改善、簡素化

(2) 地方税の申告・納税制度の抜本的な改善

(3) 土地にかかる固定資産税の軽減

7. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設

8. その他

(1) 事業所税の廃止

(2) 印紙税の廃止

(3) 電話加入権の償却容認

(4) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

(5) 物流運搬機器（フォークリフト等）に使用される軽油に掛かる軽油
引取税の課税免除期限の撤廃または延長

＜序文＞

わが国経済は、政府の財政・金融政策及び成長戦略の諸施策の効果に加え、昨年中は原油価格・為替相場の安定にも下支えされ、緩やかな景気回復基調が続いておりました。

しかし、年が明けてからは、中国を始めとするアジア諸国や資源国の景気下振れ、英国のEU離脱問題を引き金とした為替相場の乱高下など、海外経済の不確実性が高まり、我が国の景気を下押しするリスクも増大しつつあります。

そのため、昨年までの好調な海外事業と円安による相乗効果で、平成28年3月期には好決算を記録した企業も、足元では将来への不安を拭い切れないマインドもあって、一転してその動きには慎重さが増してきております。

加えて、平成27年の国勢調査では、大正9年の調査開始以来、始めて人口が減少に転じたことが明らかになり、今後は人口減少に伴う国内市場の縮小や、労働力不足が日本国内で事業展開をする上でのボトルネックとなって、企業業績を圧迫することが懸念されます。

そのような環境下であっても、わが国経済の持続的成長を実現するためには、労働力の減少を補い、かつ海外との競争に打ち勝つ生産性の向上が不可欠であり、そのための諸施策を早期に実施することが求められています。

そのため、日本の石油化学産業では、近年、事業再編・統合等による構造改革を推し進め、コスト競争力・技術開発力の強化及び高付加価値分野への事業展開を積極的に行ってまいりました。

しかしながら、東アジア及び中東地域では、最新鋭の大型石化設備が相次ぎ稼働し、北米地域においては、シェール革命により圧倒的な価格競争力を有する天然ガスを原料とした石化産業再興が起きており、日本の石油化学産業は非常に厳しい国際競争に晒され続けております。

そのような中で、エネルギーを初めとする諸コストが高く、規制の厳しい日本国内での事業展開は容易ではなく、リスク軽減の観点からも、安価な原料へのアクセスが可能であり、企業活動における規制が少なく、かつ需要が増大している国外への移転が有力な選択肢とならざるを得ない状況にあります。

わが国製造業のサプライチェーンの根幹の一つである石油化学産業が、日本国内において引き続き安定的に製品を供給し、地域の雇用を維持・創出していくためにも、諸外国の企業と同等の競争条件となるよう、税制上の国際的なイコールフットイングの実現を図るべく、平成29年度税制改正に際し、次の諸点について要望いたします。

I. 重点要望項目

1. 法人実効税率の引き下げ

(1) 25%台への法人実効税率の引き下げ

日本の石油化学産業の主たる競争相手はアジア諸国であり、日本より税率が低い国、地域が複数存在する。(中国=25%、韓国=24.2%、マレーシア=25%、インドネシア=25%、シンガポール=17%など)

わが国では平成28年度税制改正において、法人実効税率が30%を切ることとなったものの、未だその格差は大きく、日本国内への投資優位性は低いものとならざるを得ない。

将来に亘って日本国内で事業を継続するためにも、国際的なイコールフットディングの観点から、法人実効税率は、少なくともOECD諸国平均に相当する水準、すなわち25%台まで引き下げることを引き続き要望する。

(2) 外形標準課税を含めたこれ以上の課税ベース拡大に反対

法人実効税率引下げに当たっては、企業の競争力強化のためにも、実質的な負担が軽減されなければ意味が無く、外形標準課税を含めたこれ以上の課税ベース拡大には強く反対する。

(3) 税務上の欠損金の繰越控除期間の撤廃

平成28年度税制改正により、大企業には繰越欠損金の単年度の使用割合の縮小前倒し、および繰越控除期間の延長開始時期の後ろ倒しという、課税ベースの拡大措置が講じられたが、そもそも、単年度の使用割合および繰越控除期間の二つ共に制限を設定している国は稀である。

単年度の使用割合の制限はやむを得ないとしても、控除繰越期間を撤廃することによって、欠損金を控除し切ることが可能な枠組みとするよう要望する。

2. 石油化学製品製造用原料にかかる揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

海外の主な石油関連消費税をみると、その課税対象物件は自動車用燃料や暖房用燃料等の燃料油に限定されている一方、石化製品製造用原料等の産業用原料油は課税対象とされておらず、原料非課税が世界標準となっている。

しかしながら、我が国では、石化製品製造用原料は租税特別措置法で免税措置が講じられており、揮発油税及び石油石炭税ともに、その本則においては課税対象とされている。

すなわち、暫定措置として免税が認められているという不安定な位置付けであり、わが国石化産業が国内で事業運営を行う上での不安材料の一つとなっていることから、世界標準に照らして、本則における非課税化を実現すべきである。

なお、昨年12月に策定された平成28年度与党税制改正大綱には「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。」と明記されており、適切な対応を要望する。

3. 研究開発促進税制の拡充

産業競争力の源泉である研究開発分野において、新興国の追い上げによる我が国の相対的な地位の低下を防ぎ、次世代技術による新たな経済基盤を創出していくためには、中長期的な研究開発へ向けて、継続的に腰を据えた投資を行うことが肝要である。

各企業の自助努力はもちろんだが、“将来の飯のタネ”を作ることを応援するという政策的な目的からすれば、継続的な研究開発に取り組むための“環境を整える”ことを制度設計のポイントとすべき。

(1) 総額型の再拡充

全ての業種業態で公平にメリットを享受できる総額型について、平成27年度の税制改正において引き下げられた控除上限を、少なくとも従前の30%以上とすること、および税額控除限度超過額の繰越期間の復活を要望する。

(2) 高水準型、増加型の廃止を含めた制度見直し

研究開発の態様は業種によって様々であり、同じ石油化学工業の中においても、原料コスト比率が高い基礎石化製品を多く手掛けている企業では、売上高に比して試験研究費の額は小さくならざるを得ず、高水準型のような制度は利用すること自体が難しい。

研究開発に取り組むより多くの企業が活用できる仕組みとするべく、高水準型、増加型の廃止を含めた制度の見直しを要望する。

(3) オープンイノベーション型の運用基準見直し

研究開発の高度化により、自社で保有する資源だけでは、新たな技術や製品の開発が困難になってきた現状を打破するため、外部機関との連携によって、研究開発のブレークスルーを実現するという、オープンイノベーションの理念には賛同する。

しかし、現行の制度は、企業にとって使い勝手が非常に悪く、オープンイノベーションに取り組むインセンティブが働きにくいものとなっている。

真にオープンイノベーションの促進に資する制度とするためにも、企業の意見も反映した運用基準に改めるよう要望する。

- ①申請に必要な契約書や、付随する書類の削減および簡略化
- ②税理士、公認会計士等による監査義務の撤廃
- ③大学、公的研究機関等の事務処理体制の強化、拡充支援

4. 償却資産に掛かる固定資産税制の見直し

平成28年度の与党税制改正大綱において、償却資産に掛かる固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、これを堅持すると明記されたことは重く受け止める。

しかしながら、製造設備に対する固定資産税は、国際的に見ても一般的な制度とは言えず、石油化学を始めとする装置産業の国際競争力を低下させるものであり、引き続き見直しを図るよう要望する。

(1) 100%償却の容認（備忘価額1円までの償却）

法定耐用年数を経過し、実質的に償却が完了した既存設備に対して課税を続けることは、実態からかけ離れた仕組みと言わざるを得ない。

既に残存価額が廃止された法人税の減価償却制度との公平性の観点からも、固定資産税についても速やかに整合を図るべきである。

(2) 新規取得資産に対する減免措置の大企業への適用拡大

平成28年度税制改正において、中小企業に限定した新規取得資産に対する固定資産税の減免措置が期間限定で導入された。

しかし、この枠組みは小粒な投資に限定されることから、税収に与える減収影響は小さく留まるものの、得られる経済成長の効果も限定的にならざるを得ない。

そのため、中小企業と比較して大きな投資規模となり、その経済効果が広範に及ぶ大企業にも、同措置の適用を拡大すべきである。

(3) 少額減価償却資産の取得基準価額見直し

現行の10万円未満という基準価額では、現代の事業活動を行う上で、当たり前の道具に過ぎない汎用事務機器（デスク、パソコン、ソフトウェア等）など、その多くが償却資産として管理を必要とされることで、企業の事務負担が増加する一因となっている。

税収に与える影響と、納税コストのバランスを鑑み、少額減価償却資産の取得基準価額を20万円未満に引き上げることを要望する。

5. BEPSプロジェクトに関する国内法対応の整備

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting；税源侵食と利益移転）プロジェクトを受けた、国際間の租税回避行為に対応するための、国内法制上の措置に関し、次のとおり要望する。

(1) 導入時の企業における負担に配慮した措置とすること

BEPS対応を踏まえた国内法制上の対応にあたり、企業の実務負担に配慮した措置とすること。

①行動計画3（外国子会社合算税制）について

わが国の外国子会社合算税制は、OECDの勧告に概ね沿った内容であり、実務的にも定着していることから、現行制度の枠組みを維持しつつ、既存制度の見直し、適正化を図ること。

②行動計画4（支払利子税制）について

対国内、対第三者を含めた全ての純支払利子を対象に控除制限が適用される可能性があり得るが、企業の資金調達として通常実施される銀行等からの借入にも影響が及ぶことが考えられるため、企業活動に多大な影響が及ぶことの無いよう、慎重な対応を図ること。

③行動計画8～10（移転価格税制）について

関係各国と十分に協議し、詳細な独立企業間価格を算定するガイドラインの提示や、類型化した承認案件の公表により予見可能性を高め、企業が二重課税を回避するための対応に、過大な負担が生じないようにすること。

(2) 諸外国における恣意的な課税強化を抑止するモニタリングの実施

わが国においても、行動計画13（移転価格の文書化）を受けた平成28年度税制改正で、移転価格文書化制度が導入され、今後、各国税務当局間との情報共有が行われてゆくこととなる。

日本企業にとっては、諸外国、とりわけ新興国の税務当局による恣意的な課税問題が発生している中で、これら法令遵守のために提出した資料が目的外に流用され、課税強化が行われることが強く懸念される。

そのようなことが起きることの無いよう、政府関係部門においては、諸外国の税務執行状況に対して、適切なモニタリングの実施に努めること。

II. その他要望項目

1. 事業再構築に係る税制優遇措置の整備

石油化学業界では、競争力強化を目的としたグループ内での組織再編や、他社からの事業買収、既存事業を分離し共同出資による子会社の新設など、事業再構築に向けた取り組みを常に模索している。

しかしながら、現状の事業再構築に係る各税制は、促進する効果を発揮するどころか、むしろ阻害要因にもなりうるため、事業再構築のための環境整備の観点から、以下の見直しを要望する。

(1) 連結納税制度の見直し

現状の連結納税制度では、グループ加入前から完全支配関係がある子法人以外の会社を再編する場合、適用条件が厳しいため、事業再構築時の障壁になる懸念が払拭できず、制度の見直しを要望する。

①グループ加入時の子会社にかかる時価評価課税の見直し

新たにグループに加入する子会社が、特定連結子法人以外の会社であった場合、その会社が保有する資産について、連結納税開始直前の事業年度において時価評価が強制されるため、含み損益に対する課税が生じることで、再編に掛かるコストが膨らむことが強く懸念される。

そのため、時価評価課税の廃止あるいは緩和等の改善を図り、連結納税制度を一層使い易いものとする。

②地方税への連結納税制度の適用

連結納税の適用は国税に限定されているため、地方税については連結納税グループ法人との課税所得の通算メリットが享受出来ない。

グループ内組織再編による税コストの増加を回避し、事業構造改善を一層推進するためにも、地方税への連結納税の適用を検討すること。

(2) 組織再編税制の適用要件（共同事業要件）の緩和

コンビナートを形成している石油化学業界では、近隣に事業所を持つ会社との連携による事業再構築も重要な選択肢となる。

しかし、現行の組織再編税制では共同事業要件を満たさない限り、税制適格の取り扱いを受けることが出来ずに移転資産が時価評価され、発生する譲渡損益に課税されるため、再構築コストが膨れ上がり、実現の可能性が狭まること懸念される。

コンビナート地域の雇用を守るためにも、再構築による事業継続は効果的な方策であり、円滑な組織再編を促進するためにも、共同事業要件を緩和することを要望する。

①適格性判定要件の明確化

組織再編の適格性判定に係る現行規定において、事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有などについては、「見込まれていること」が要件となっており、この「見込まれていること」について、通達あるいは例示の公表により、規定を明確にすること。

②特定役員の就任要件の緩和

実質、会社法上の取締役限定されているが、多くの企業では事業運営の責任者として執行役員制度を導入し、取締役は人数を絞り込んで、会社経営上の重要課題に当たらせているのが実態である。

現状は、執行役員であっても、新設会社の特定役員に就任する場合、経営への参画度合いによって認められるとされているものの、その適否は当局の判断によって決められるため、予見可能性が低いと言わざるを得ない。

そのため、企業の実態に即し、取締役に準ずる者の解釈に、執行役員等、事業運営上の重要な責任を負っている者が含まれることを明記すること。

③移転事業従事者の新設会社への移転要件の緩和

現状の制度は、元の事業に従事する従業員の概ね80%以上が、新設会社の事業に従事することを求めているが、新設会社の事業規模や、効率化のための省力化投資によっては、そこまでの人員を必要としない場合もある。

そのため、グループ内での雇用継続を条件とすることで、移転事業従事者の新設会社への移転要件を2/3以上などに緩和すること。

(3) LLPに対する事業促進再編税制の適用

日本においては、異なる主体（個人・企業）間での共同事業を行うための組織制度として2005年にLLP（有限責任事業組合）制度が創設された。

しかし、企業間で事業再編を行う際にLLPの枠組みを利用して、有形固定資産等を現物出資した場合、出資時に時価評価されて、含み損益に対する課税関係が生じるため、LLPの利用が進まない一因になっている。

そのため、産業競争力強化法における「特定事業再編計画」において、税制優遇措置を受けられる事業形態に、現状は会社法に定める「会社」に限定されているが、新たにLLPも適用可能とし、LLPに対する有形固定資産等の現物出資について、簿価譲渡を認める制度の創設を要望する。

(4) LLCに対するパススルー課税の導入

企業の事業再編手法を多様化し、事業再構築を後押しするためにも、合同会社（日本版LLC）に対するパススルー課税の導入を要望する。

2. 消費税制の見直し

(1) 仕入税額控除制度95%ルール of 再適用、または率を見直しての再設定

消費税の課税売上割合が95%以上の場合に、課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度、いわゆる95%ルールについては、課税売上げ5億円以上の事業者への適用が廃止されたことにより事務負担が増大した。

企業、行政双方にとって、税制に対する信頼を損なわない範囲において、徴税効果に見合った事務コストに収めるための簡便な制度とすることは、わが国企業の競争力を維持・強化する上でも重要である。

そのため、大企業にも95%ルールを再適用すること、それが難しい場合にも99%等、率を見直して再設定することを強く要望する。

(2) 消費税軽減税率制度導入に伴う、区分経理システム構築にかかる負担緩和措置の大企業への適用拡大

軽減税率制度導入に伴い、事業者には対象品目の管理や区分経理システム構築等に対応するための、新たな納税コストが生じることとなる。

それらは事業者にとって何らのメリットも無い、押し付けられたコスト以外の何物でもなく、かかるコストは自身の収益を削って負担せざるを得ない。

今般、2017年4月から2019年10月へ2年半、消費税率引上げを再延期することに伴い、軽減税率制度の導入も同様に延期されることが決定される見込みであり、結果として準備に要する時間は確保されることとなったものの、政府は中小企業に対しては支援措置を講じているが、大企業に対しては何らの支援もなく、丸投げ状態である。

消費税は納税の当事者たる事業者の協力なくして成り立たない仕組みである以上、軽減税率制度導入にかかる費用の一部については、社会的なコストとして、企業規模に関わらず、全ての事業者に対して支援措置を講じるよう要望する。

3. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策のための税は、わが国のエネルギーコストの一層の上昇につながり企業の負担が増大するため、企業の地球温暖化対策に係る技術革新に振り向ける力を削ぎ、さらには国内産業の空洞化を招く懸念がある。

現行制度は震災前の状況下で策定された制度であり、現在のあるべき政策に対応するものではないため、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを要望する。

4. 国際課税制度の改善

(1) 移転価格税制の改善

詳細なガイドラインの提示や類型化した承認案件の公表等により、事前確認制度や独立企業間価格算定等における基準及び手続きの明確化・簡略化・迅速化を進め、さらに使いやすい制度にするよう要望する。

- ①事前確認制度については、手続きの簡素化、および審査の迅速化を図ること。
- ②現租税条約締結国との間で移転価格課税を行う場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にすること。
- ③無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性を図った上で、通達ではなく、法令レベルで規定すること。

(2) 外国税額控除制度の拡充

外国税額控除制度にかかる二重課税排除のため、制度の見直しを要望する。

- ①国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の90%というシーリングを撤廃すること。
- ②控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間（現行3年）は、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、帳簿保存期間に合わせて7年に延長すること。
- ③海外配当益金不算入制度の導入に合わせ、海外子会社からの配当に対する源泉税の直接税額控除が廃止されたことから、当該源泉税が負担となり、配当による資金の還流が妨げられているため、当初の目的である日本国内への資金還流を図るべく、租税条約を改正して源泉税を免除すること。

(3) 二国間租税条約の締結及び改定の推進

租税条約ネットワークを一層拡充すること、および既存条約において、問題発生時の対応調整や仲裁規定が締結されていない条約については、これらの規定を締結するなど、課税問題が発生した場合に、実効性のある解決の枠組みを整備することを要望する。

(4) タックスヘイブン対策税制の見直し

石油化学各社も多く進出している、シンガポール、台湾、香港等の法人税率は17%程度となっており、また、欧州における主要なビジネス拠点である英国では、近々法人税率引き下げが予定され(2017年4月に19%、2020年4月以降は18%)、租税負担割合の基準値(トリガー税率)の20%を下回る国々が増えている。

また、適用除外基準の内、事業基準では、主たる事業に工業所有権または著作権取引に関する所得が含まれる場合は合算対象とされているが、これでは適正な価格を基に提供されるライセンス取引までが含まれることとなる。

日本企業の大半は取引実態を伴う事業を基盤に、コンプライアンスやCSRの観点から、適正な納税を前提とした海外事業を展開しており、悪質な租税回避策を講じる企業を規制する制度の主旨を鑑みても、徒に対象となる国や取引が増えることは、日本企業の競争力を削ぐこととなる。

そのため、諸外国における法人税率引き下げの動向を踏まえ、トリガー税率を現行の20%から、わが国の実効税率の半分とすること、および経済合理性が認められる外国子会社に対する課税を排除するために、事業基準の撤廃を要望する。

5. 法人税制の改善

(1) 受取配当等益金不算入割合の拡充

二重課税排除の観点から、受取配当金は持ち分に関係なく全て100%益金不算入とすることを要望する。

それが難しい場合でも、関係会社を判定する際の株式保有基準が、平成27年度改正において細分化され、会計上の関係会社の分類と異なる基準となっており、実務上も煩雑な管理を要していることから、会計上の関係会社の判定基準を税務上にも取り入れることを要望する。

(2) 国際会計基準(IFRS)への対応

国際会計基準と日本基準のコンバージェンスによって、会計と税務の乖離が生じ、税務上の調整項目が増加して実務負担が増大することや、その結果としてメリット、デメリットが発生することが懸念される。

上場会社やその子会社などに関しては、適切な内部統制が確保されていることや、会計士等の第三者による監査を経ていることから、確定決算主義や損金経理要件の緩和など、税制上の柔軟な対応を要望する。

(3) 固定資産減損処理における損金算入の容認

収益力が見込まれない設備であるがために、減損を実施していることから、応能負担の原則に鑑みて、確定決算主義や損金経理要件の緩和など、税制上の柔軟な対応を要望する。

(4) 所得拡大促進税制の大企業への適用要件の緩和

大企業が当該税制の適用を受けるためには、給与支給増加の割合が、基準事業年度（平成24年度）比で、平成28年度は4%、平成29年度は5%以上増加している（中小企業は当初から3%以上のまま）こと、および前事業年度よりも給与総額と一人当たりの賃金が上昇していることが要件となっている。

大企業に対して、中小企業より一段高い賃上げを求めているが、そこに格差を付けることで、むしろ企業規模の相違による賃金格差の拡大を助長し、格差縮小を目指す政策に反しているとも受け取られかねない。

当該税制の目的は社会全体としても、個々の働く人としても収入を増やすことであって、そこに企業規模による格差を付ける理由はなく、大企業であっても同等の適用要件とするよう要望する。

(5) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

欠損金の繰戻還付制度は、法人税法で規定されているにもかかわらず、財源措置として停止され、平成21年度税制改正において中小企業向けの適用は復活されたが、大企業は依然として凍結されたままである。

本来であれば、全ての企業に認められる税制措置であるにも関わらず、企業規模による適用齟齬は、速やかに解消するよう要望する。

(6) 電子申告の推進による納税事務負担の低減

税電子申告・納税システム（e-Tax）は、平成28年度より一部の添付書類がPDF形式で提出可能となったものの、全ての添付書類を網羅出来ておらず、また、特別復興法人税の申告書別表など、電子申告に未対応のケースがあり、企業の負担となっている。

e-Taxの普及促進および利便性向上を図るために、全ての申告手続、申請、届出ならびに付随する添付書類の提出をe-Tax上で完結出来るよう仕様を改善すること、また、今後の新税制や税制改正時にはタイムリーに電子申告対応が図られるよう要望する。

6. 法人地方税制の改善

(1) 法人事業税の外形標準課税制度の改善、簡素化

法人事業税の外形標準課税には、持株会社について資本割の特例が設けられているが、特例の対象となる持株会社は50%超の子会社株式を有する会社に限定されている。

設立運営目的が同じ持株会社でありながら、出資比率によって税負担が異なることは税の公平性を欠いており、少なくとも持株割合が20%以上の関係会社株式まで特例制度の対象範囲を拡大するよう要望する。

また、法人事業税の外形標準課税の算出、殊に付加価値割に係る課税標準の算出には煩雑な作業を伴い、制度簡素化が不可欠である。

(2) 地方税の申告・納税制度の抜本的な改善

法人事業税及び住民税の申告処理は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位での対応が要求されており、加えて自治体によって様式が不統一であるため、企業の事務負担は相当に高くなっている。

かかる状況を改善するために、本社一括申告・納税制度の導入を検討し、企業、行政双方の合理化につながる制度全体の抜本的な改善を行うよう要望する。

(3) 土地にかかる固定資産税の軽減

①事業再編により生じた遊休地に掛かる固定資産税の減免

コンビナートの事業再編に伴う設備撤去後の跡地は、やむを得ず遊休地となるケースがある。

円滑な事業再編を後押しし、コンビナートの競争力を強化するための環境整備として、遊休地となっている期間の固定資産税の減免措置を導入するよう要望する。

②新規投資を伴う、遊休地再取得時の支援措置の創設

製造業の国内回帰を促し、地域再生につなげるために、遊休地を取得して新規事業へ投資する場合の誘致に係る不動産取得税の減免等、税制上の支援措置導入を要望する。

7. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料である次の品目についても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の免税及び還付措置創設を要望する。

- ①ノルマルパラフィン
- ②低重合度混合アルキレン
- ③国産コンデンセート（還付措置のみ）

8. その他

(1) 事業所税の廃止

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二重課税的な性格を帯びている。

このような屋上屋を架す如き税目は、課税としての合理性を欠くものであり、廃止すべきである。

(2) 印紙税の廃止

近年、電子商取引が普及し、経済取引のペーパーレス化が進展する中、紙を媒体とした文書のみ課税する印紙税は、合理性、公平性が失われている。

また、その課税範囲についても不明確、不明瞭な部分が多く、円滑な商取引を促進するためにも、印紙税を廃止すべきである。

(3) 電話加入権の償却容認

現代において、実質的に資産価値を失くしている電話加入権については、備忘価額までの償却を容認すべきである。

(4) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

特別法人税については、拠出時・運用時は非課税、給付時に課税という年金税制の基本原則に反することから、即時に廃止すべきである。

(5) 物流運搬機器（フォークリフト等）に使用される軽油に掛かる軽油引取税の課税免除期限の撤廃または延長

以 上